

## 茨城県登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録等実施要項

### （趣旨）

第1条 この要項は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。）、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号。以下「改正法」という。）及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。）に定めるもののほか、喀痰吸引等業務及び特定行為業務を行う障害福祉サービス事業者の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

### （登録の申請）

第2条 法第48条の3第1項及び第2項又は法附則第20条の規定により申請をしようとする者は、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書（様式1-1）に次に掲げる書類を添えて、事業開始予定日の30日前までに知事に提出しなければならない。

- （1）申請者が法人である場合は法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- （2）申請者が個人である場合は住民票の写し
- （3）介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式1-2）
- （4）社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式1-3）
- （5）登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類（様式1-4）
- （6）その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定により登録を申請した者が、法第48条の5第1項に掲げる要件の全てに適合し、法第48条の4各号のいずれにも該当しないときは、知事は、法第48条の5の規定に基づき、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録簿（様式2）により登録し、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録通知書（別添様式1）により登録者に通知するものとする。

(登録更新の申請)

第3条 前条の規定により喀痰吸引等業務の登録又は特定行為業務の登録を受けた者であって喀痰吸引等の行為又は法附則第3条の特定行為の追加にかかる登録の申請をしようとする者は、法第48条の3第1項及び第2項又は法附則第20条の規定に基づき、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書（様式第3-1）に次に掲げる書類を添えて、追加行為開始予定日の30日前までに知事に提出しなければならない。

- (1) 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類（様式1-4）
- (2) 喀痰吸引等業務の実施に係る備品一覧
- (3) 緊急時の体制に関する資料
- (4) 記録等の整備状況に関する資料
- (5) 実地研修の実施に関わる資料（登録喀痰吸引等事業者のみ）
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 登録の更新をしたときは、知事は、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新通知書（別添様式2）により事業者に通知するものとする。

(変更登録及び登録辞退の届出)

第4条 第2条により登録を受けた者は、法第48条の3第2項第1号から第3号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第4号に掲げる事項に変更しようとするときは遅滞なく、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書（様式3-2）を、法第48条の6第1項の規定に基づき、知事に提出しなければならない。

2 登録特定行為事業者が新たに登録喀痰吸引等事業者として変更登録（追加付番）する場合には、前項の規定にかかわらず、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書（様式3-2）に次に掲げる書類を添えて変更予定日の30日前までに知事に提出しなければならない。

- (1) 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿
- (2) 介護福祉士国家試験（平成29年1月以降）合格者の介護福祉士登録証
- (3) 実地研修実施方法書

3 登録喀痰吸引等事業者が喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあつては特定行為業務）を行う必要がなくなったときは、法第48条の6第2項の規定に基づ

き、登録を辞退する日の 30 日前までに登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書（様式 3-3）を知事に提出しなければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、当該登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者の登録は、その効力を失う。

（登録の取消し等）

第 5 条 第 2 条により登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法第 48 条の 7 の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあつては特定行為業務）の停止を命ずることができる。

- （1）法第 48 条の 4 各号（第 3 号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき
- （2）法第 48 条の 5 第 1 項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき
- （3）法第 48 条の 6 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- （4）虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

2 前項について、知事は、別に定める様式により事業者に命ずるものとする。

（公示）

第 6 条 知事は次に掲げる場合には、法第 48 条の 8 の規定に基づき、その都度、公示するものとする。

- （1）登録をしたとき。
- （2）法第 48 条の 6 第 1 項の規定による届け出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があったとき。
- （3）法第 48 条の 6 第 2 項の規定による届け出があったとき。
- （4）法第 48 条の 7 の規定により登録を取り消し、又は喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあつては特定行為業務）の停止を命じたとき。

2 前項の公示は、県のホームページ上に掲載して行うものとする。

（報告）

第 7 条 知事は、省令附則第 11 条第 2 項第 6 号の規定に基づき、登録喀痰吸引等事業者に対し、喀痰吸引等研修 実施結果報告書（様式 4）及び喀痰吸引等研修 研修修了者管理簿（様式 5）により、喀痰吸引等実地研修の実施状況を確認する

ため、別に定める日までに提出させることができる。

また、法第 48 条の 9 において準用する法第 19 条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者に対し、報告させることができる。

#### (立入検査)

第 8 条 法第 48 条の 9 若しくは法附則第 18 条若しくは法附則第 20 条第 2 項において準用する法第 20 条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (関係書類の保存期間)

第 9 条 登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者は第 2 条から第 4 条で規定する登録、登録更新及び変更登録にかかる申請書及び添付書類を永年保存しなければならない。

#### (その他)

第 10 条 この要項に定めるもののほか、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録等に関し必要な事項は別に定める。

#### 付則

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 付則

この要項は、平成 30 年 7 月 18 日から施行する。

(別添様式 1)  
障福指令第 号

(別紙 1, 2 法人住所)  
(別紙 1, 2 法人名)

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年 5 月 26 日法律第 30 号）第 48 条の 3（法附則第 20 条）の規定により、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）として次のとおり登録する。

平成 年 月 日

茨城県知事

- 1 事業所の名称 (別紙 1, 2 事業者名)
- 2 事業所の所在地 (別紙 1, 2 事業者の住所)
- 3 登録番号 (別紙 1, 2 登録番号)
- 4 事業所区分
- 5 登録年月日 平成 年 月 日

(別添様式2)

障福第 号  
平成 年 月 日

殿

茨城県知事

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった事業者については、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号。）第48条の3（法附則第20条）の規定により、次のとおり登録更新したので通知します。

- 1 事業所名称
- 2 事業所の所在地
- 3 登録番号
- 4 登録更新年月日